

廃棄物処理政策に関する これまでの施策の施行状況

目次

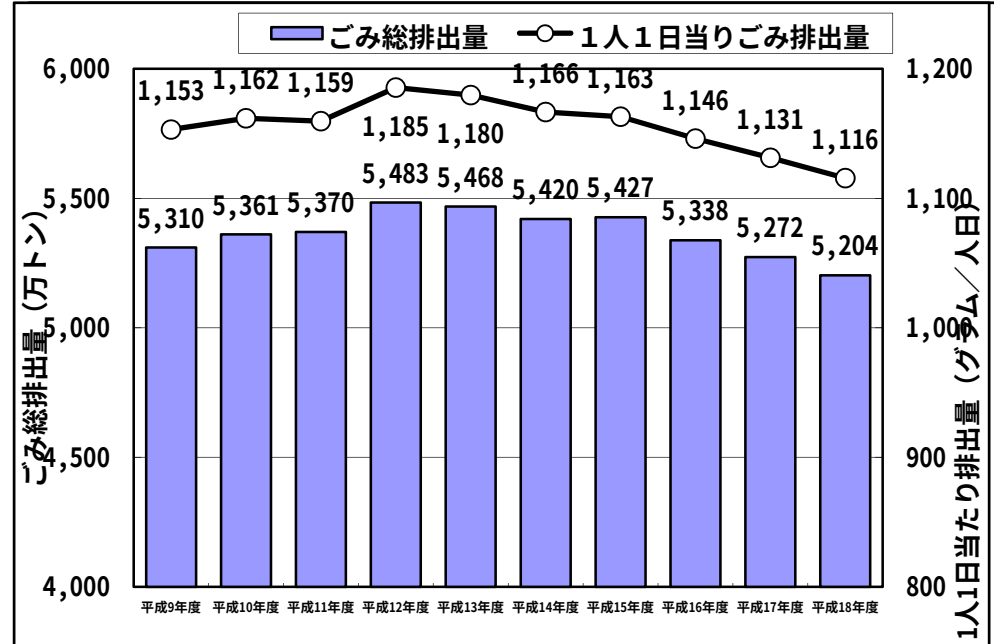
1. 全体の状況	2
2. 適正処理対策	
①排出事業者責任	13
②廃棄物処理業許可制度	18
③廃棄物処理施設対策	26
④不法投棄対策	35
3. 廃棄物処理法の活用による3Rの推進	42
4. その他	
①地方自治体の運用	50
②廃棄物の輸出入	52
③低炭素社会との統合	58

1. 全体の状況

廃棄物の排出量の推移

▶ 一般廃棄物の排出量は5,203万t (平成18年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを2年連続で下まわった。

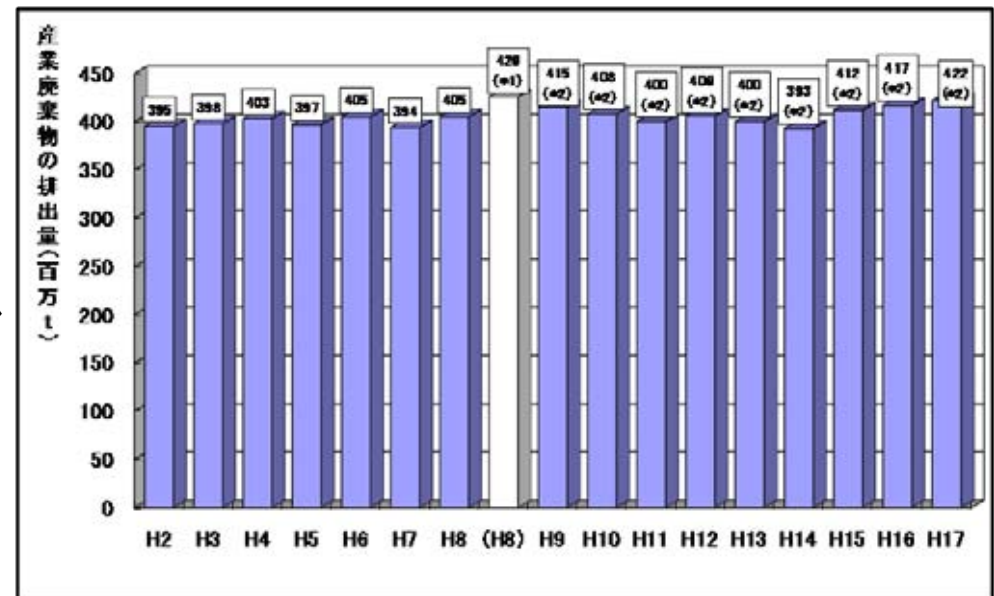


▶ 産業廃棄物の排出量は422百万t (平成17年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい

※1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

※2: 平成9年度以降は※1と同様の算出条件で算出

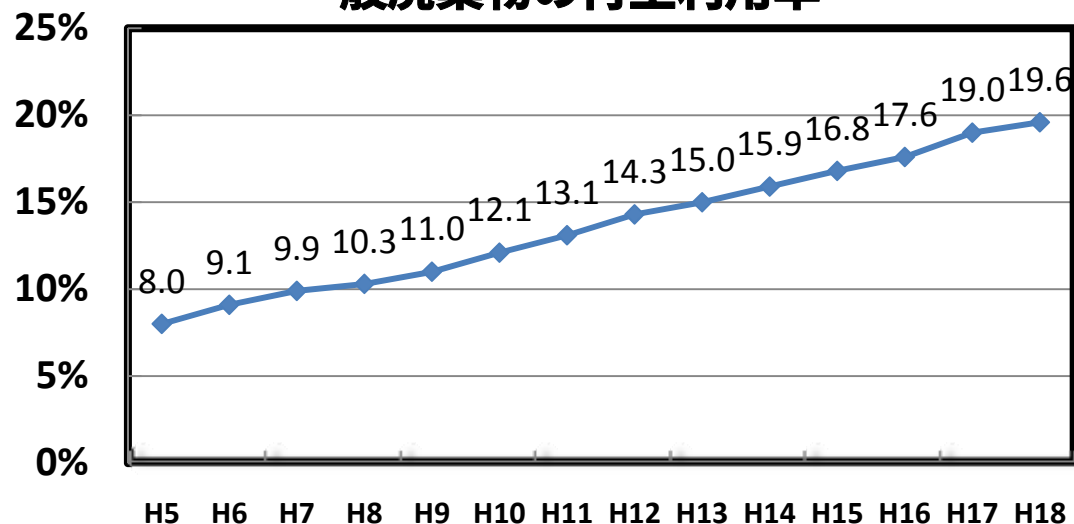


廃棄物の再生利用率の推移

▶ **一般廃棄物の再生利用率は
19.6%（平成18年度）**

一般廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成18年度には20%に迫っている。

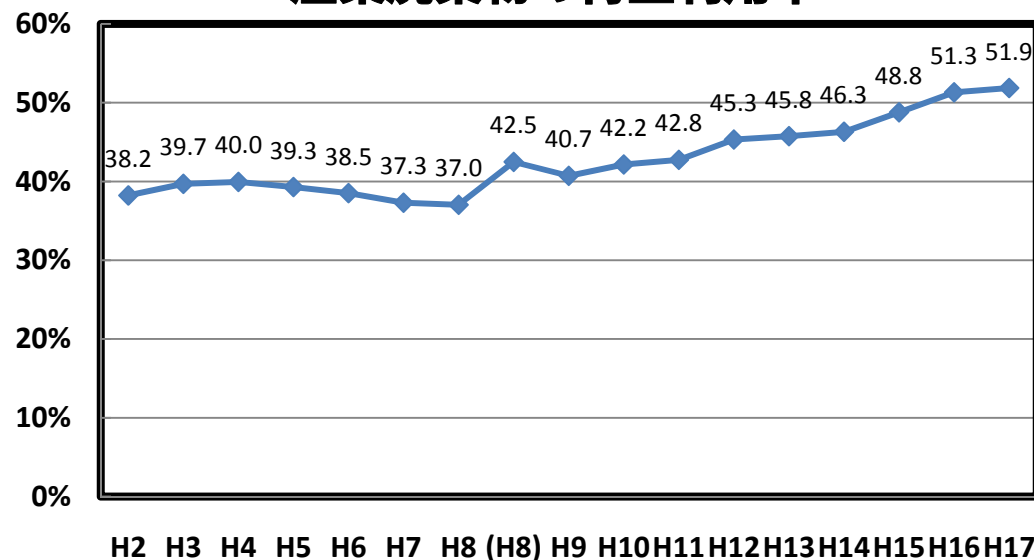
一般廃棄物の再生利用率



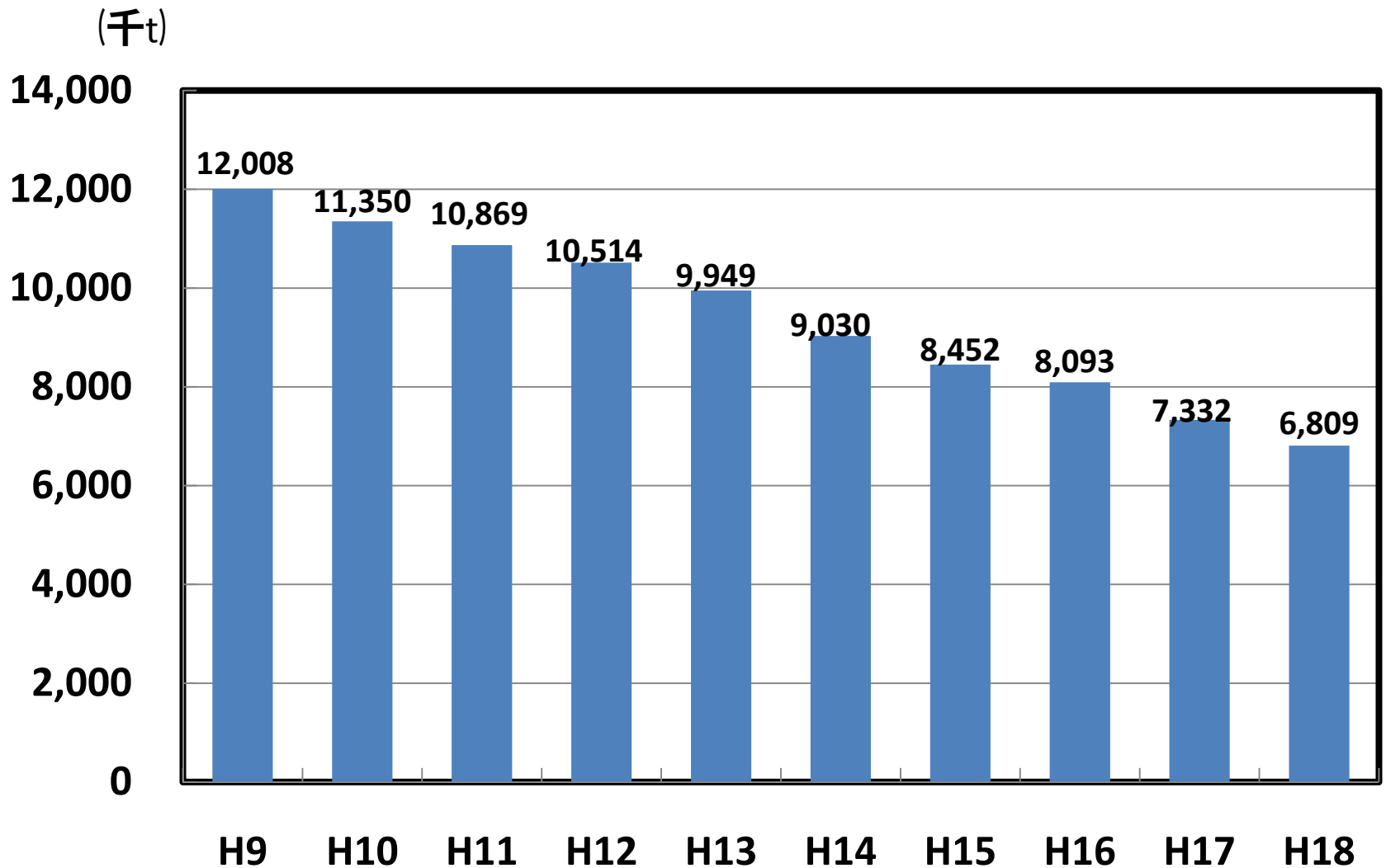
▶ **産業廃棄物の再生利用率は
51.9%（平成17年度）**

産業廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成16年度には50%を超えている。

産業廃棄物の再生利用率

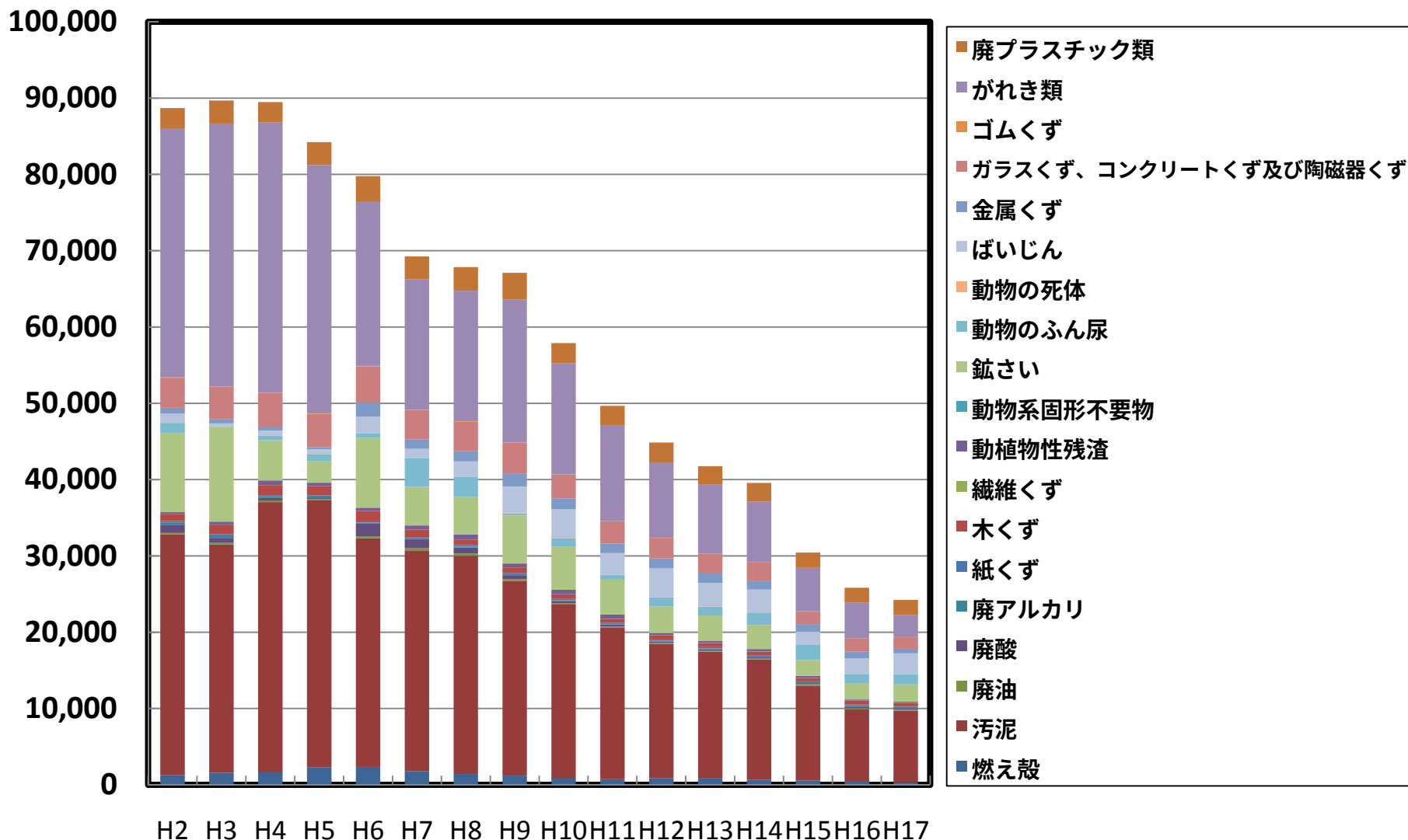


一般廃棄物の最終処分量の推移



産業廃棄物の最終処分量の推移

(千トン)



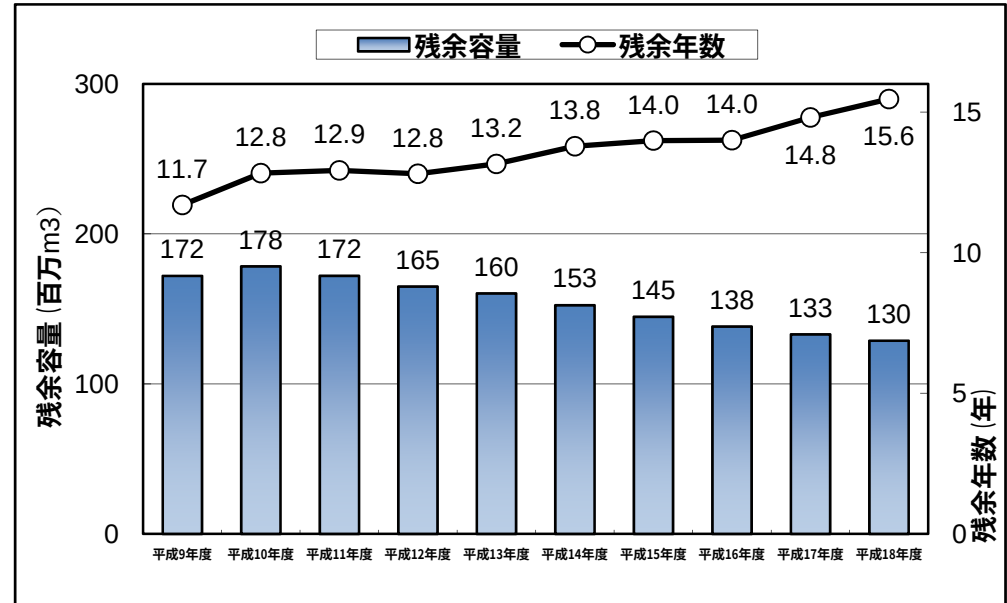
※分類については、発生時点の廃棄物の種類で行っている。

(例 廃プラスチック類の焼却に伴い生じる燃え殻の埋立について、廃プラスチック類として計上)

最終処分場のひっ迫

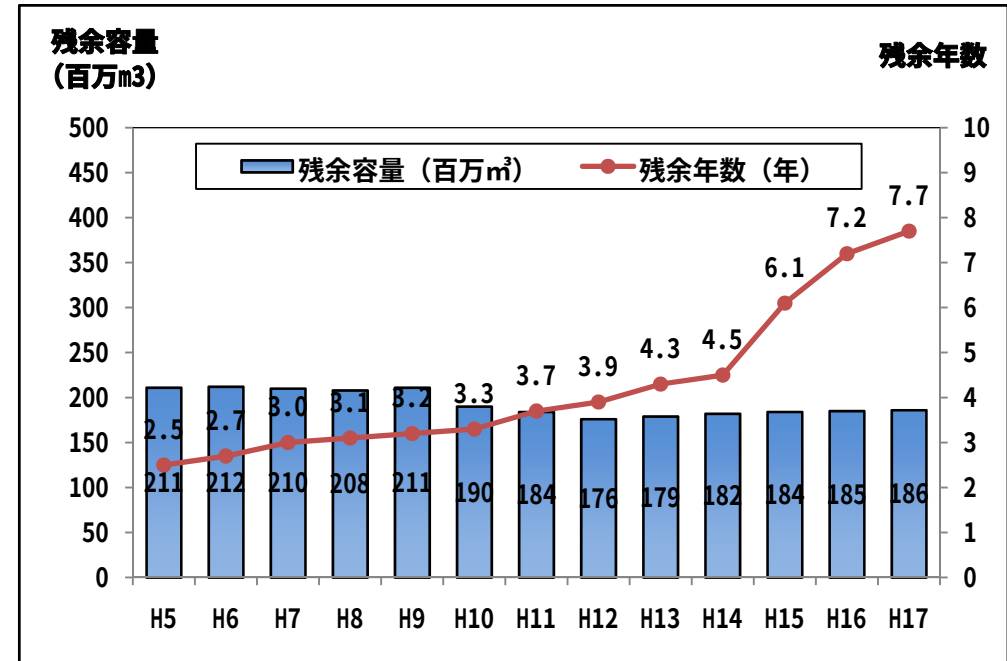
▶ **一般廃棄物の残余年数は15.6年分**
(首都圏は17.0年分) (平成18年度)

公共の最終処分場を確保できていない
 市町村が343

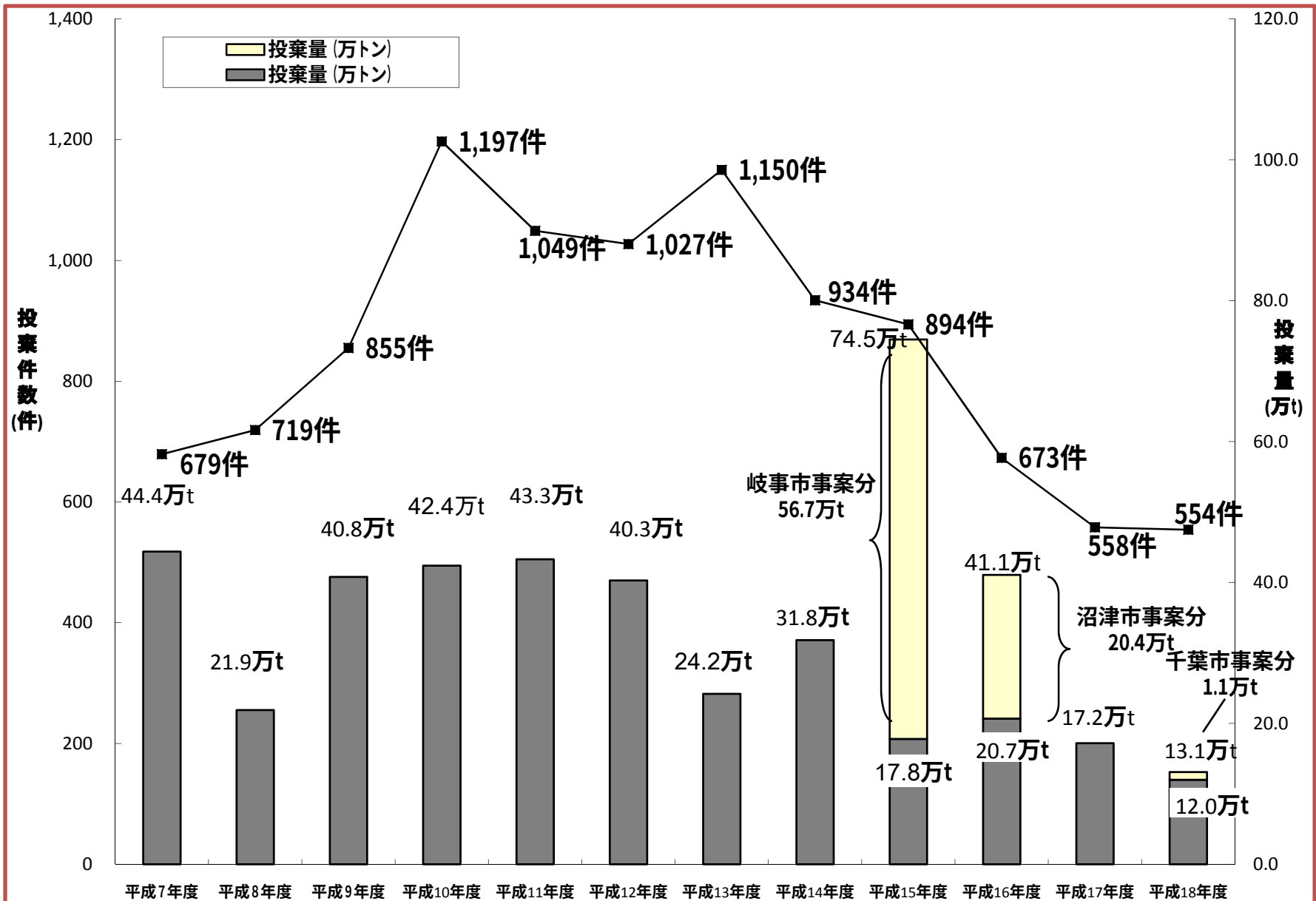


▶ **産業廃棄物の残余年数は7.7年分**
(首都圏は3.4年分) (平成17年度)

最終処分場の新規設置数は、平成10
 年度の136施設から、平成16年度は38
 施設、平成17年度は32施設 (ともに許
 可件数) と激減



不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



平成18年度不法投棄種類内訳

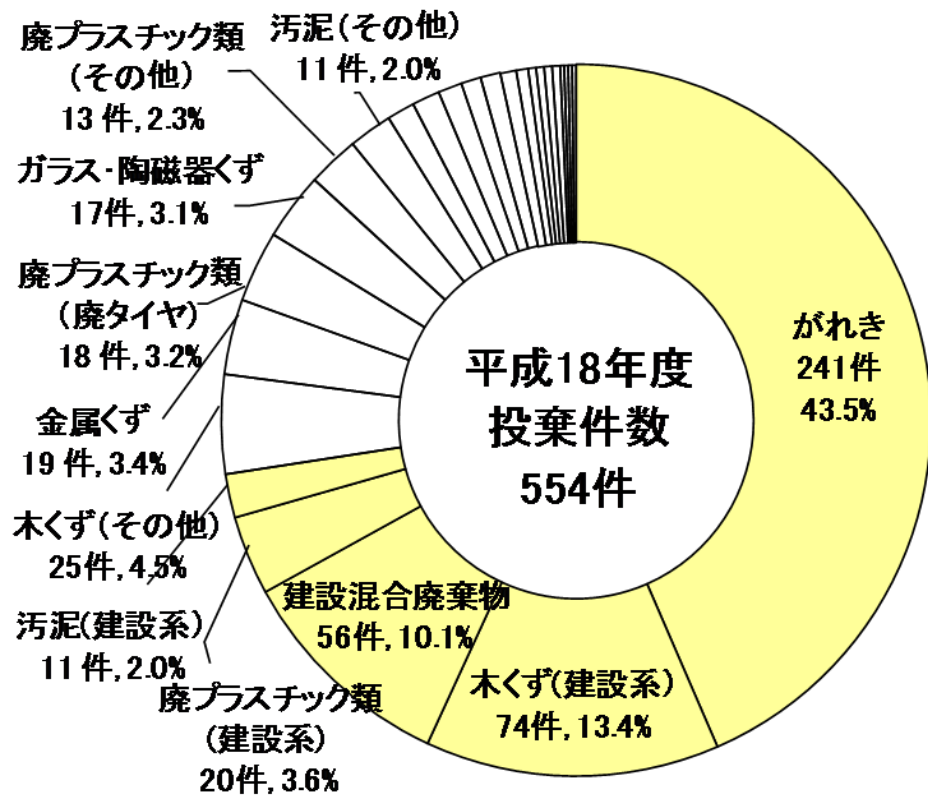
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約7割を占めている。

建設以外廃棄物計

152件 27.4%

建設廃棄物計

402件 72.6%

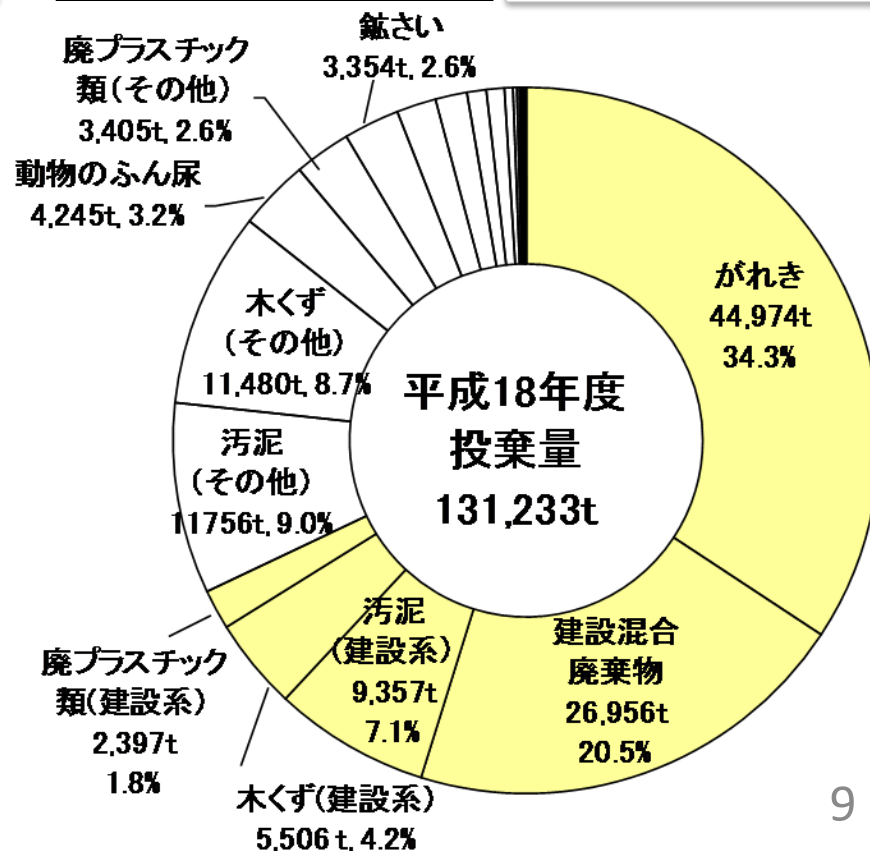


建設以外廃棄物計

42,044t 32.0%

建設廃棄物計

89,190t 68.0%



不法投棄の現場（建設系廃棄物等）



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物＝不要なもの



無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

↓
安かろう悪かろうの処理

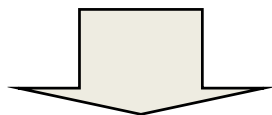
↓
悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立
てない)



不法投棄など不適正処理の横行

↓
産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

↓
処理の破綻



環境負荷等の悪影響

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正 に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
・マニフェスト制度の強化
・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
・処理業者・施設の許可要件
の強化
・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)
- 適正な処理施設の確保
・廃棄物処理施設設置手続きの
強化・透明化
・優良な施設整備の支援
・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

PPP (汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物＝不要なもの



自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

↓
确实かつ適正な処理

↓
排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)



安全・安心できる適正処理の実現

↓
産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

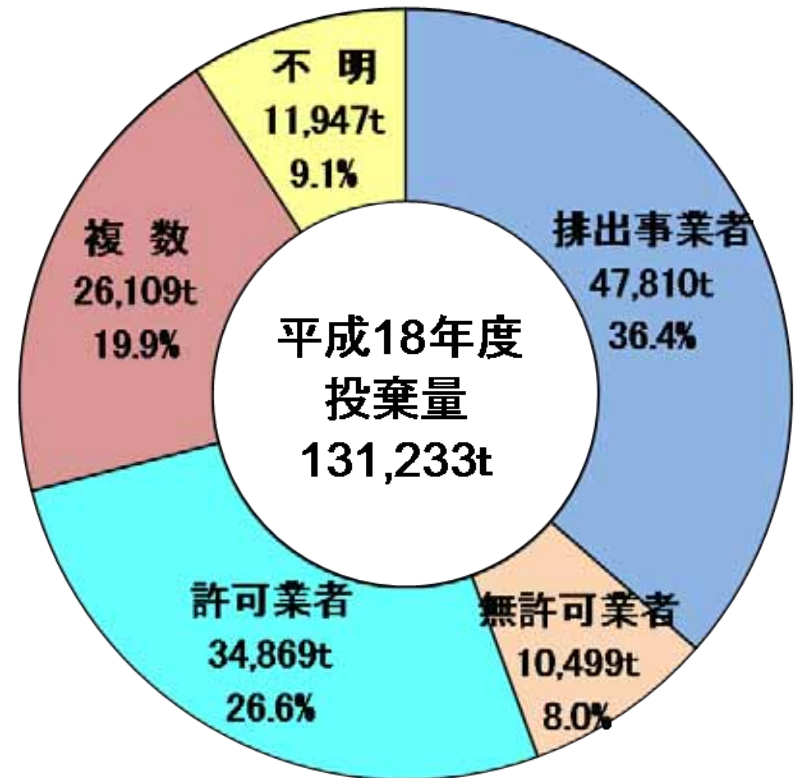
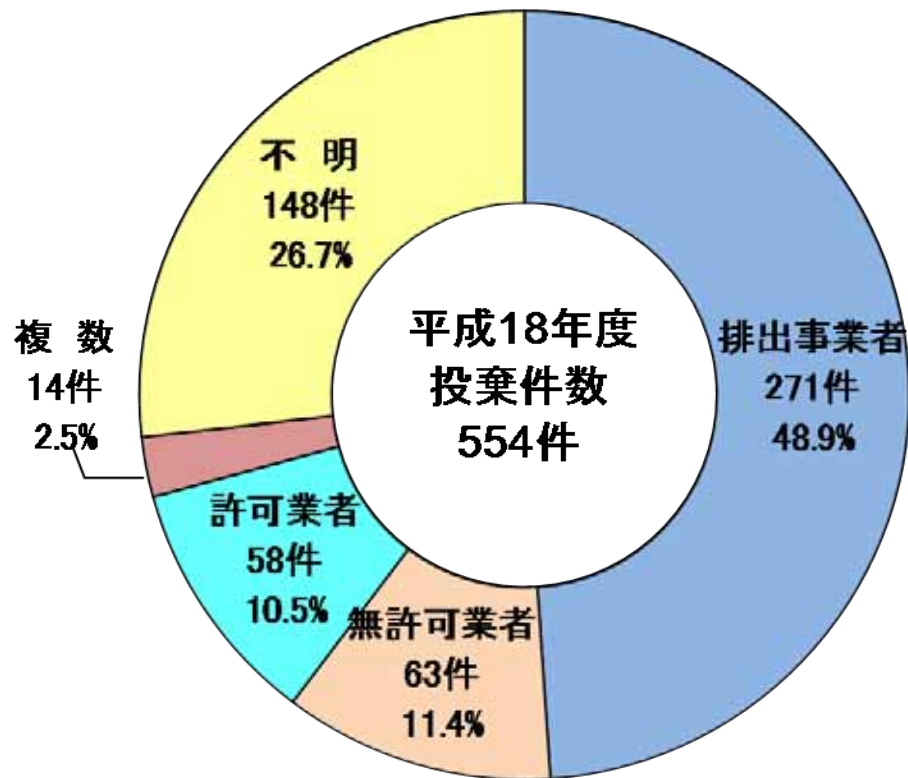
↓
循環型社会の構築



将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

平成18年度不法投棄実行者内訳

排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約49%、投棄量では約36%と最も多くなっている。



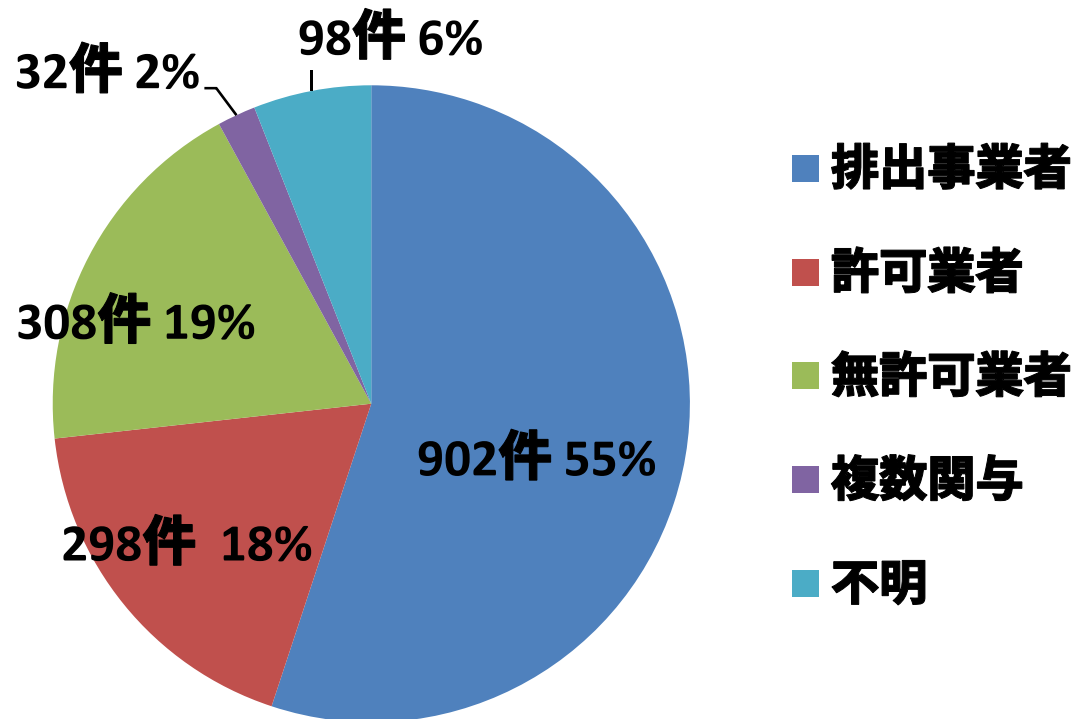
2. 適正処理対策

① 排出事業者責任

廃棄物の不適正処理（処理基準違反）の状況

■処理基準違反の状況（平成18年度）

- ・産業廃棄物処理基準違反（第12条第1項）
- ・特管産廃処理基準違反（第12条の2第1項）



平成18年度総数：1,638件

不適正処理の現場

■自社の資材置き場における不適正な処理



マニフェストの勧告・指導等の状況

■ 事業者・処理受託者がマニフェストの交付・保存等の義務を遵守していない場合に都道府県知事から受けた指導・勧告の件数（第12条の6）

■ 管理票交付者が、期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、又は未記載・虚偽のマニフェストの写しの送付を受けたときに、委託した処理の状況を把握し、適切な措置を講じ、その報告書を都道府県知事に提出した件数（第12条の3第7項）

年度	指導件数	勧告件数	報告件数
平成10年度	1,756	0	—
平成11年度	2,600	0	—
平成12年度	1,094	0	29,247
平成13年度	683	8	1,025
平成14年度	1,070	1	8,414
平成15年度	1,489	0	113
平成16年度	2,153	31	1,364

→ その他、不適正処理に伴うマニフェストの違反が頻発している

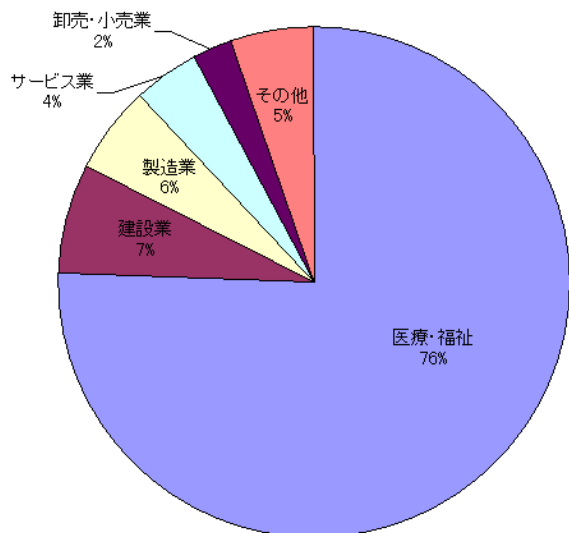
電子manifestの普及状況

1) 電子manifest加入状況の推移

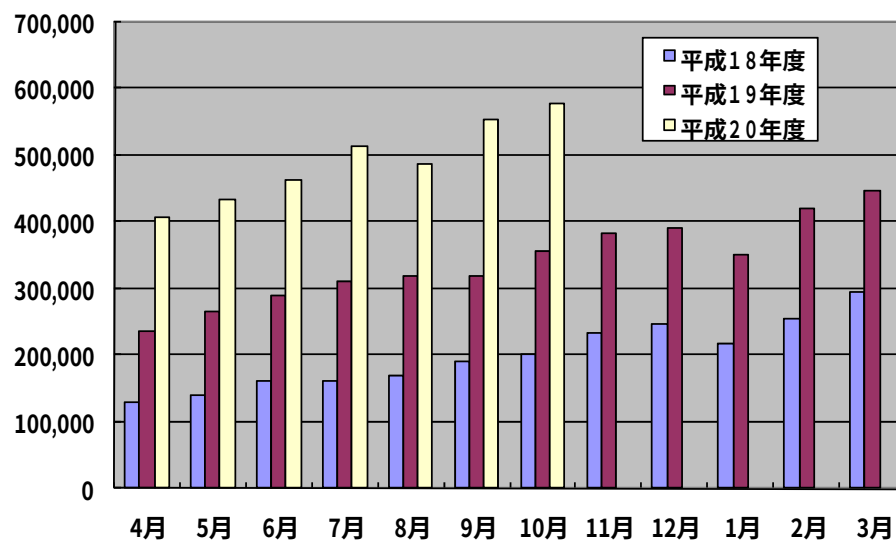
(平成20年10月31日現在)

年度	加入者数	加入者数の内訳			manifest年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成16年度	2,978	1,019	1,009	950	1,137,785	2.5%
	(100%)	(34%)	(32%)	(32%)		
平成17年度	3,834	1,291	1,327	1,216	1,621,975	3.5%
	(100%)	(34%)	(34%)	(32%)		
平成18年度	7,784	4,083	1,921	1,780	2,388,069	5.3%
	(100%)	(52%)	(25%)	(23%)		
平成19年度	30,705	23,164	4,300	3,241	4,076,448	8.8%
	(100%)	(76%)	(14%)	(10%)		
平成20年度	37,666	28,802	5,164	3,700	3,430,923	-
	(100%)	(76.5%)	(13.7%)	(9.8%)		

2) 排出事業者業種区分 (加入者数の構成比)



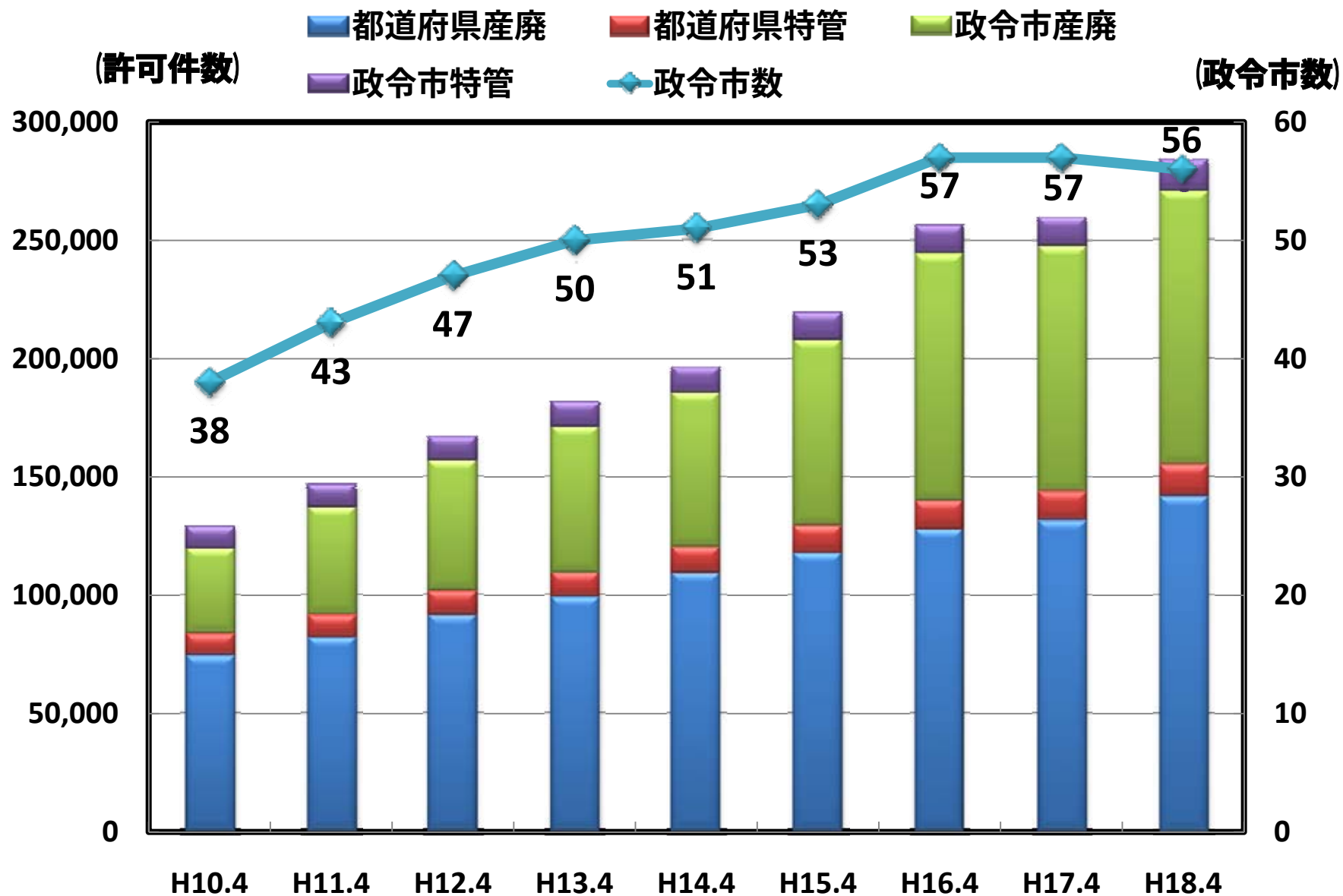
3) 月別電子manifest登録状況



2. 適正処理対策

② 廃棄物処理業許可制度

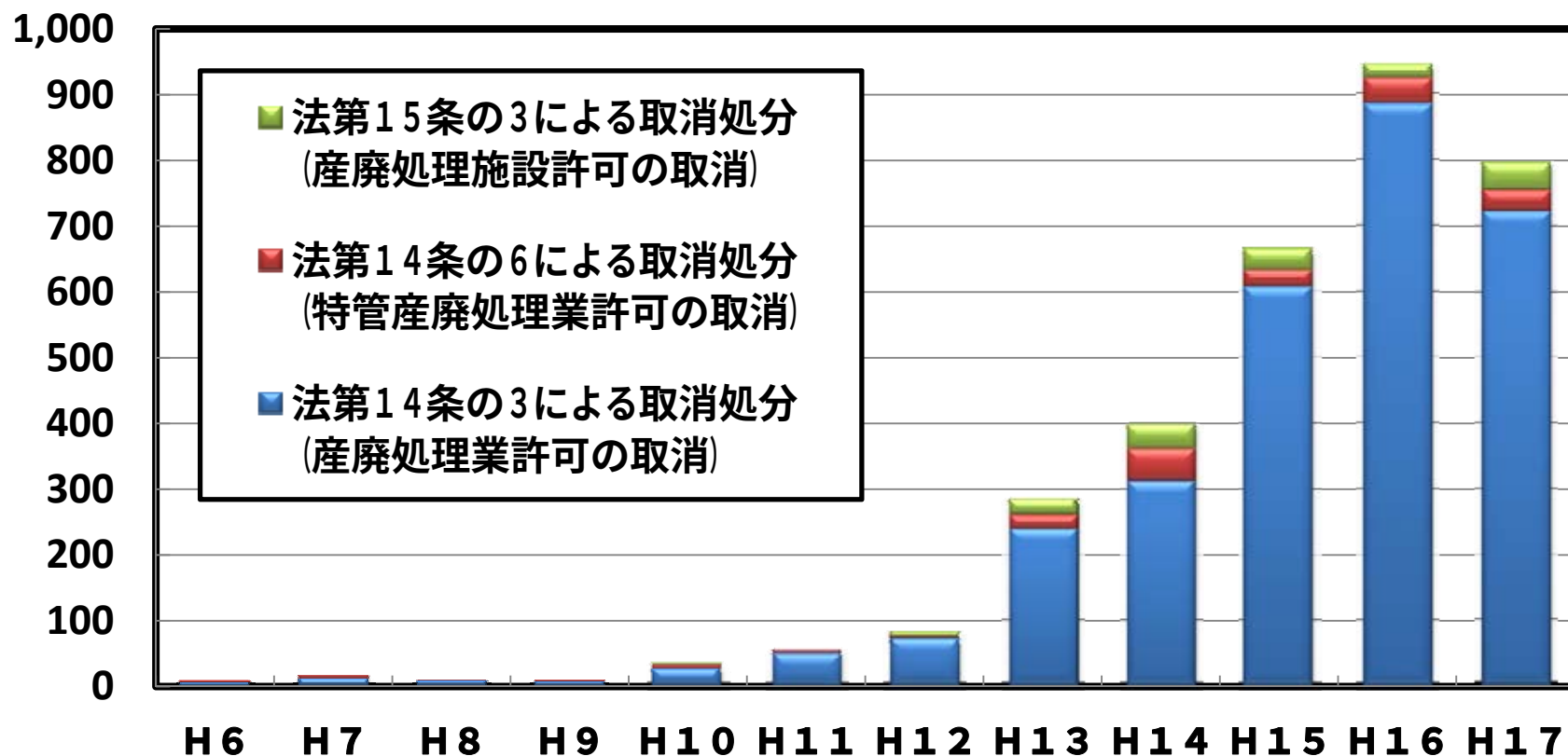
産業廃棄物処理業許可件数の推移



※平成18年4月以前は保健所設置市

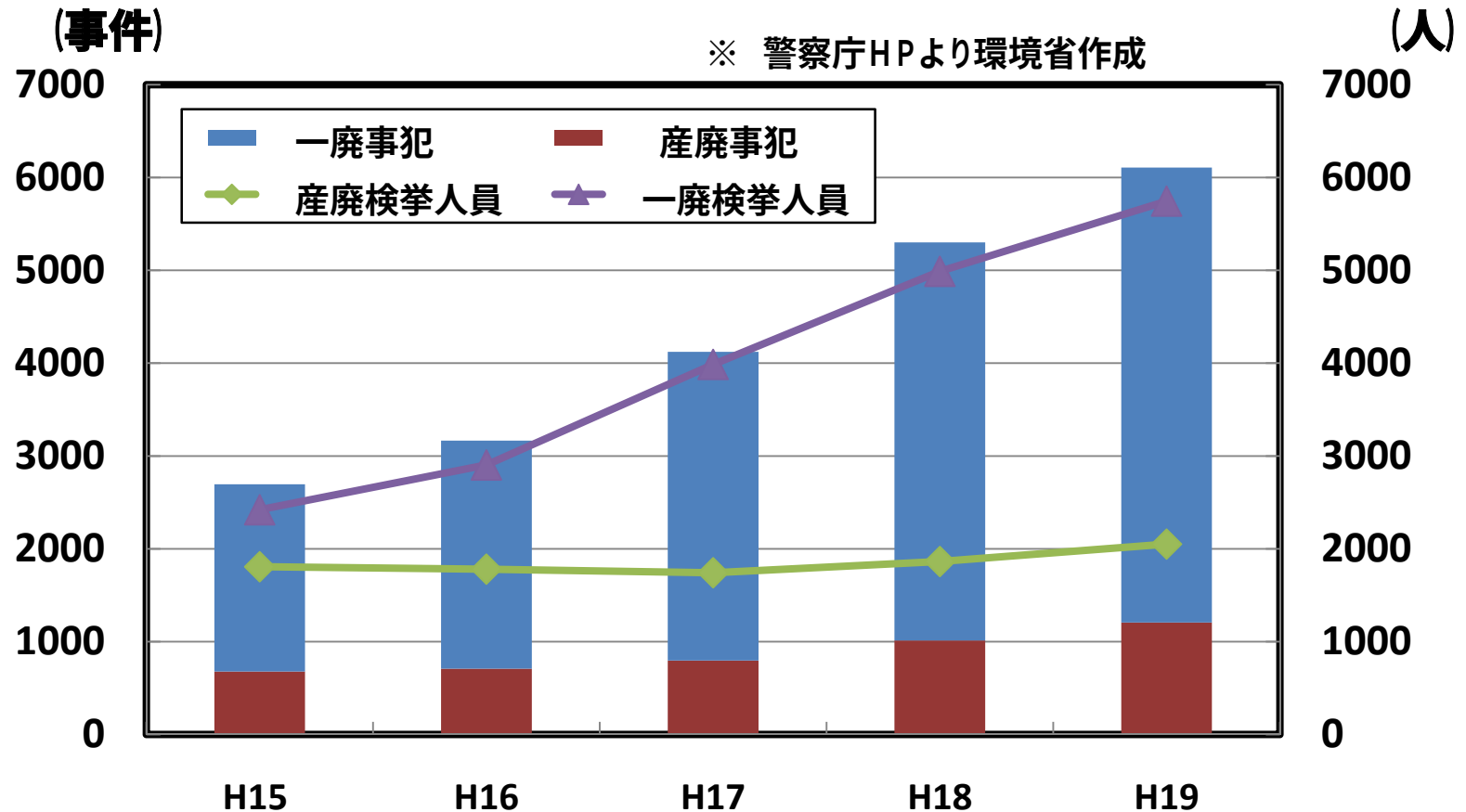
廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移

(件)



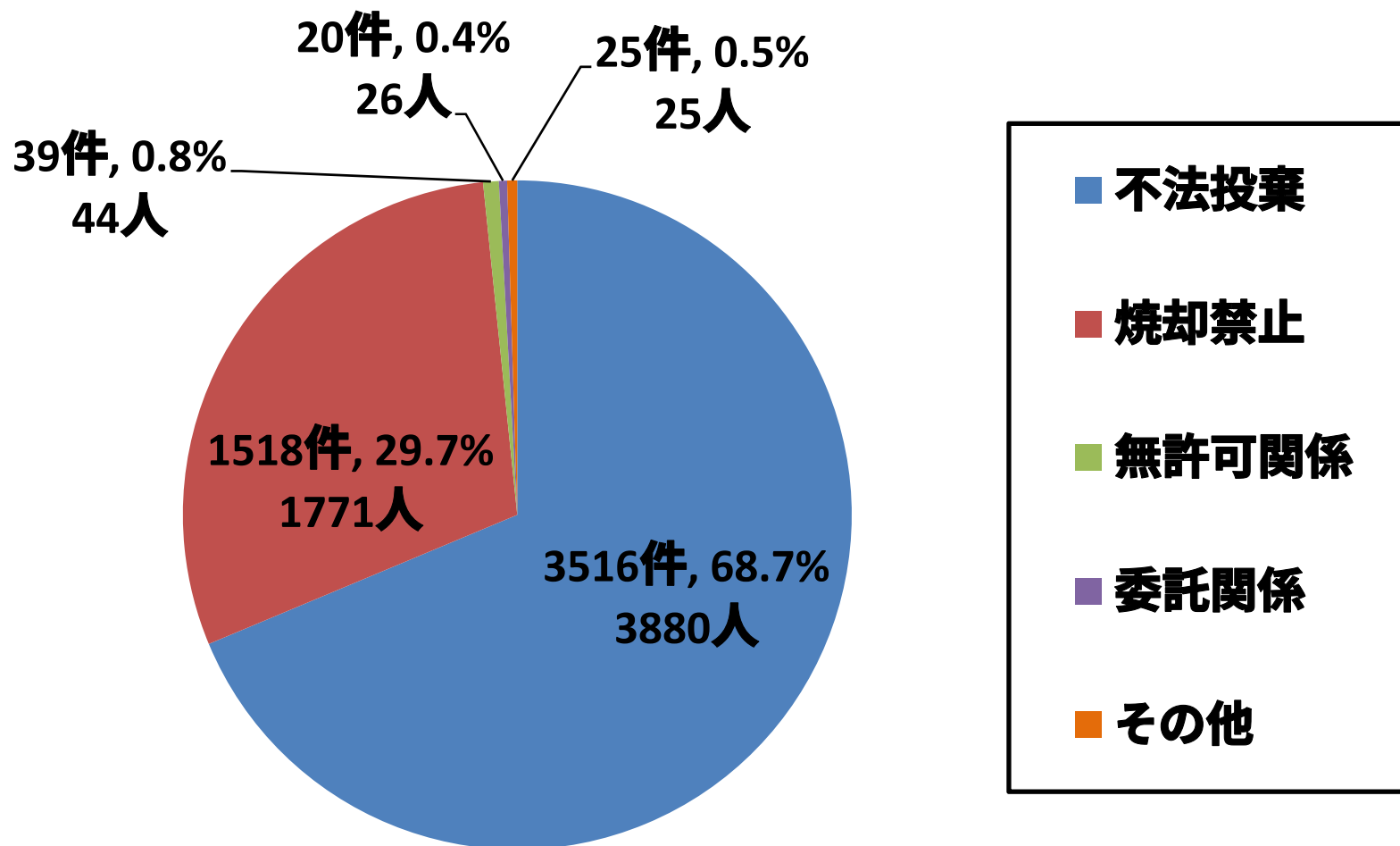
1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

廃棄物事犯の検挙事件数



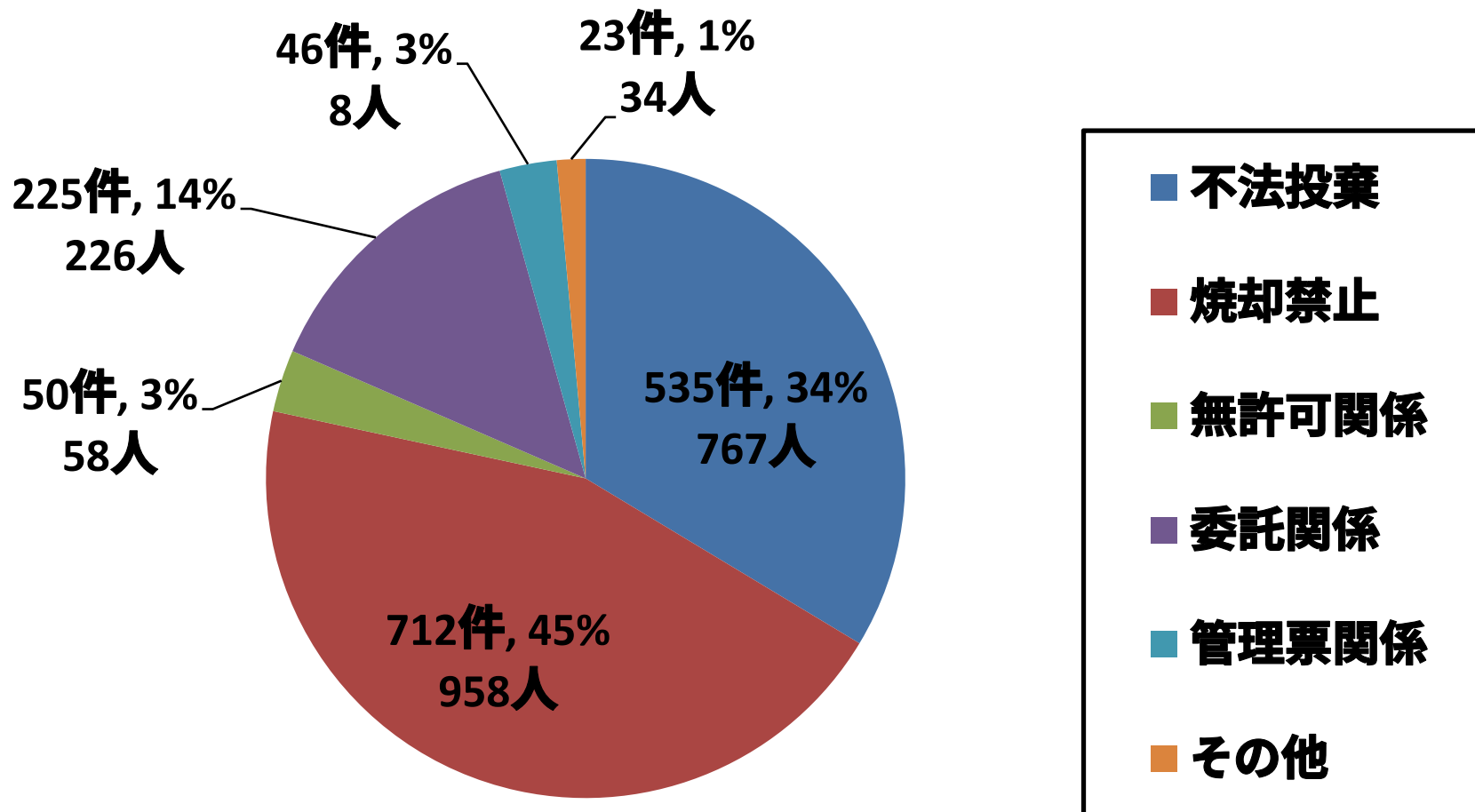
1. 不法投棄事犯等を中心とした廃棄物事犯に対する取締りを強化する「環境犯罪対策推進計画」(平成11年 警察庁)が策定され、本計画に基づく現地レベルでの取組が次第に強化されてきている。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の罰則上の区分が無くなり、法の適用が容易となった。

平成19年検挙件数の内訳（一般廃棄物）



一般廃棄物合計： 5118件、5746人

平成19年検挙件数の内訳（産業廃棄物）



産業廃棄物処理業者優良性評価制度

認定主体:自治体 制度施行:平成17年10月

＜優良性評価基準＞

- ①遵法性:環境法令による改善命令、措置命令等の不利益処分を受けていないことなど
- ②情報公開性:会社情報、許可の内容、施設の状況、処理の状況、財務諸表等をネットで公開
- ③環境保全への取組:環境マネジメントシステムに係る規格等への適合

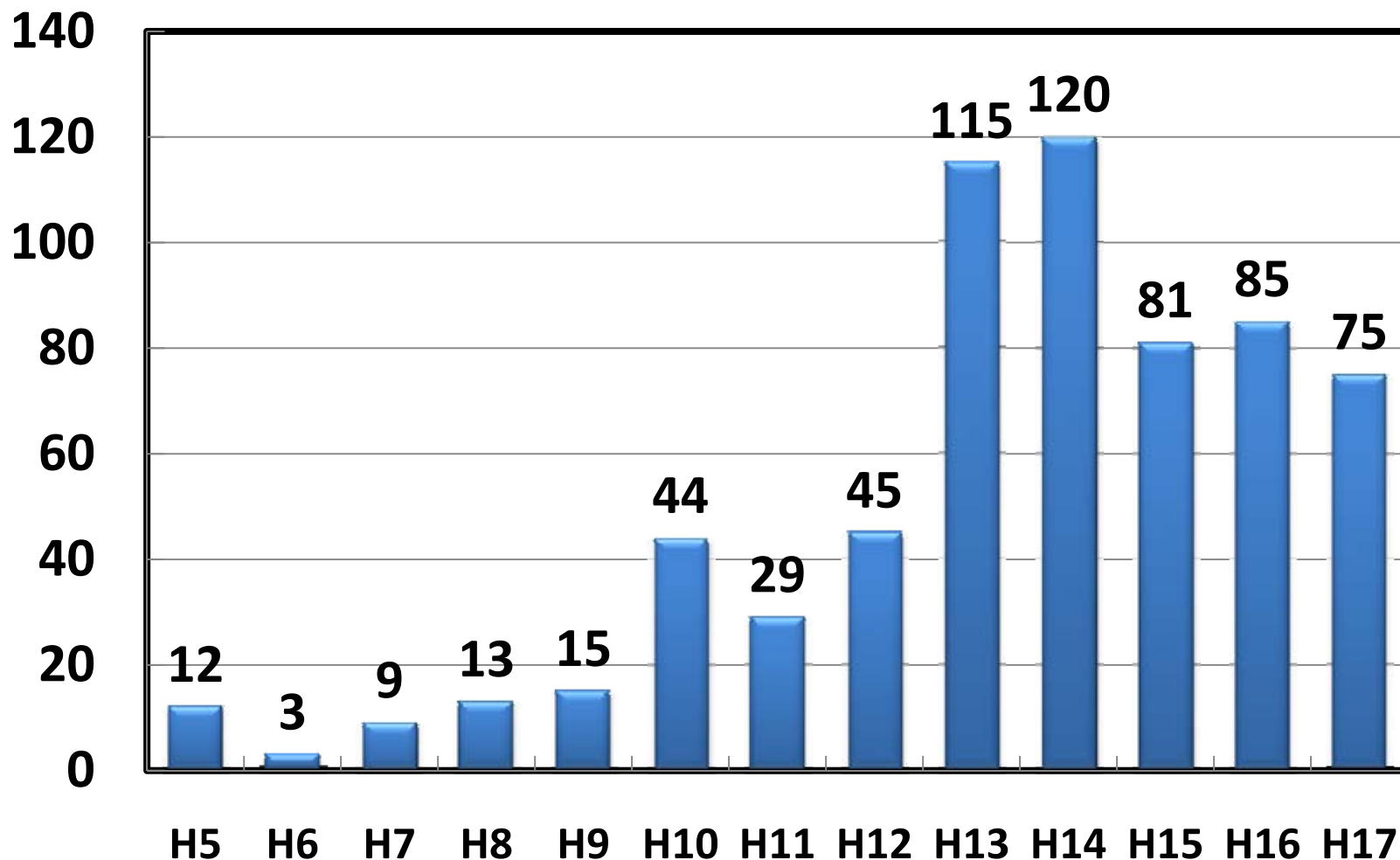
(平成20年10月31日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	1,590件	242事業者
都道府県独自の制度による適合確認	570件	149事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値です。

産業廃棄物に係る措置命令（19条の5） の発出件数の推移

(件)



2. 適正処理対策

③ 廃棄物処理施設対策

適正な廃棄物処理施設の確保

平成9年～17年の法改正の変遷

平成9年	・ 施設設置手続きの明確化 (生活環境影響調査の実施等) ・ 維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設 ・ 焼却施設の構造・維持管理基準の強化 ・ 最終処分場の裾きり撤廃
平成12年	・ 施設許可要件に人的要件追加 ・ 施設許可の取消要件に廃棄物処理法違反等を追加 ・ 譲受け等の許可制の創設 ・ 廃棄物処理センターによる産業廃棄物処理施設の整備支援
平成15年	・ 産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設
平成16年	・ 最終処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度創設
平成17年	・ 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大

廃棄物処理施設設置許可手続について

申請者

申請に必要な資料

- ・申請書 ー氏名、設置場所 ー施設の設置計画 ー施設の種類 ー施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

専門的知識を有する者の意見聴取

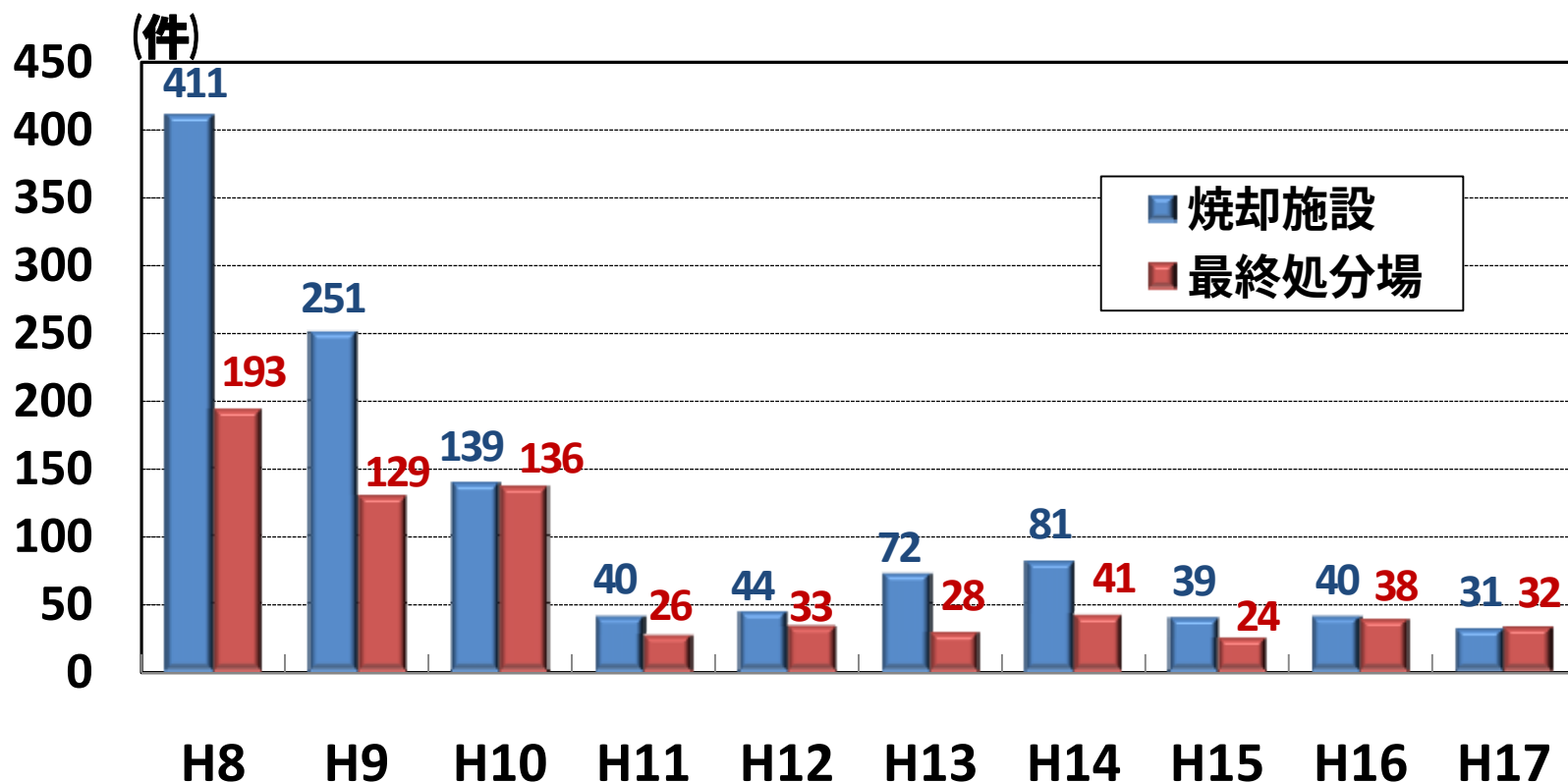
許可

施設建設

使用前検査

稼働

産業廃棄物処理施設の新規許可件数



○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化 (ダイオキシン対策)

平成10年6月 施設許可手続の強化 (生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

○最終処分場

平成9年12月 面積要件の撤廃 (規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化 (生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

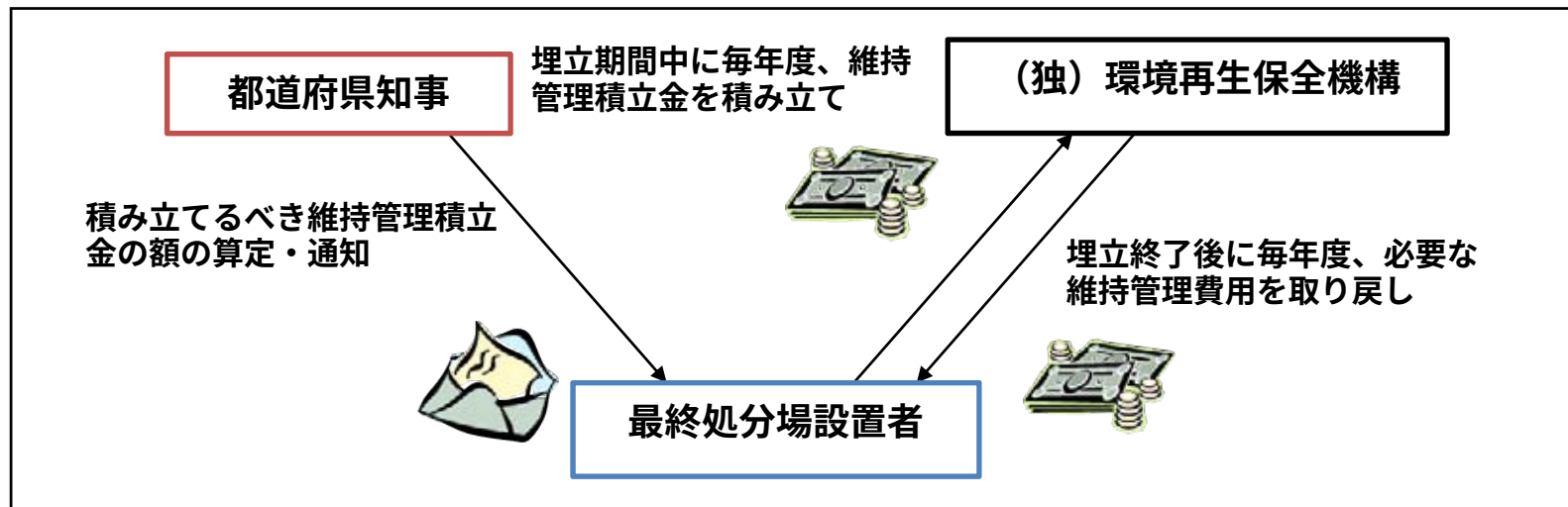
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

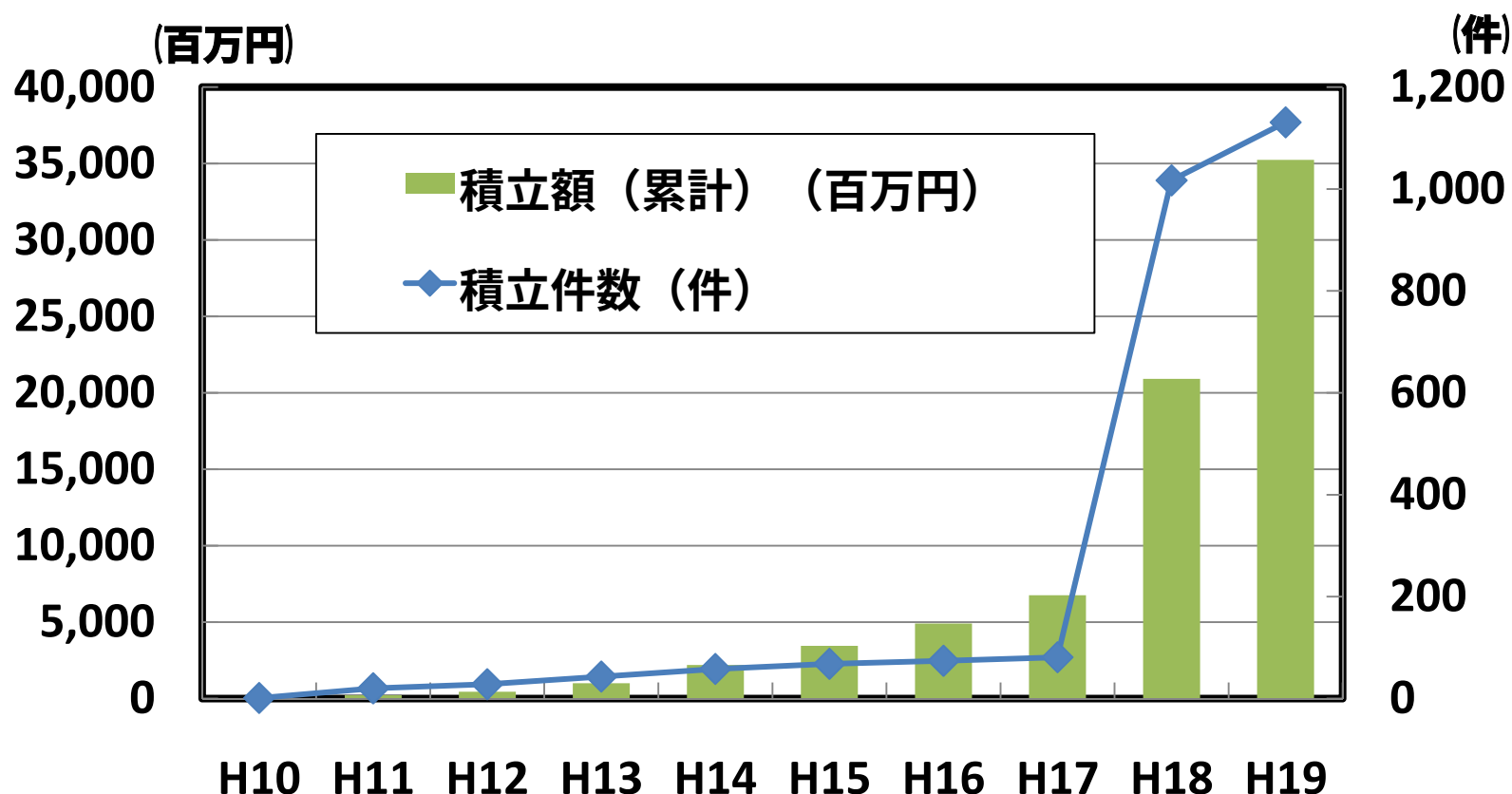
制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場の設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



最終処分場維持管理積立金の積立状況（累計）

○ 積立額（累計）及び積立件数



○ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大